

平成 30 年度「鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針の見直し」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 30 年 8 月 21 日から 10 月 31 日まで 4 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針の見直し	「不適切な事務処理」「内部通報制度」「ハラスメント（パワーハラスメント・その他のハラスメント）」「交通事故」の 4 点について改正する。	「パワーハラスメント」については、かねてから要求していたことである。 「交通事故」について、「悪質な交通法規違反」という要件が除かれたが、運転者の落ち度が無い又は少ない事故でも処分されることで、運転のリスクが高まる。 「悪質な交通法規違反」という要件を残すか、量定の幅を広げるべきである。 任命権者が鎌倉市職員考査委員会の答申よりも重い懲戒処分を行った事例があったが、これは、恣意的な運用につながる恐れがある。	「交通事故」の死亡事故を起こした場合の最も軽い量定に「戒告」を加える。 懲戒処分に際しては、本人の言い分を十分に聴くなど、処分の前提となる事実をしっかりと捉えるとともに、弁護士や医師等で構成する鎌倉市職員考査委員会に諮問しながら、慎重に判断していく。